

草津市暴力団排除条例について

施行日

施行予定日	平成24年 4月 1日
-------	-------------

総 則

目的	①暴力団排除の推進
	②市民生活の安全と平穩の確保
	③社会経済活動の健全な発展

基本理念	①暴力団は市民生活や社会経済活動を脅かす存在であることを、社会全体が共通認識として持つ。
	②暴力団を利用しないこと・暴力団に協力しないこと・暴力団と交際しないこと。
	③市・市民等・警察・その他関係機関がお互いに連携協力して、暴力団排除運動を推進する。

市の責務	①暴力団排除の施策を総合的に推進する。
市民等の役割	①自主的かつ互いに連携協力して、暴力団排除活動に取り組むよう努める。
	②市が実施する暴力団排除の施策に協力する。
	③暴力団排除に有益な情報を知った時は、市や警察に情報提供する。
事業者の役割	①事業者が行う事業により、暴力団に利益を与えないようにする。

市が実施する基本施策

- ①市の事務又は事業から暴力団を排除する。
- ②市民等が暴力団排除活動に取り組めるよう、情報提供などを行う。
- ③暴力団排除の気運が高まるよう、広報・啓発を行う。
- ④市の公共施設を暴力団に使用させない(使用申請を許可しない・許可の取り消し)
- ⑤市民・事業者等が安心して暴力団排除活動に取り組めるよう警察と緊密に連携する。

暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置

- ①草津市立の中学校において、生徒が暴力団の被害に遭わないよう、また組員にならないための教育が行われるように、適切な措置を講ずる。
- ②青少年の教育に携わる者は、青少年が暴力団の被害に遭わないことや組員にならないための指導・助言等の適切な措置を講ずる。

暴力団員に対する利益供与の禁止等

- ①市民等は、債権回収・紛争の解決に関して、暴力団を利用してはならない。
- ②市民等は、暴力団の威力を利用する目的で暴力団員に金品等を提供してはならない。
- ③市民等は、暴力団の活動に協力する目的で暴力団に金品等を提供してはならない。

警察との連携

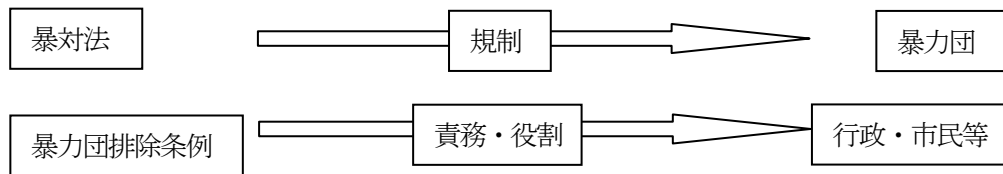
草津警察署と連携のうえ、相手方が暴力団であるか否かについて確認を行い、暴力団の利益となると認められる場合は排除措置を実施する。

暴力団排除条例と暴対法との関係について

暴力団排除条例と暴対法は、暴力団をなくしていくという目的は共通ですが、その対象とするところを前者は主に行政・市民等とし、後者は暴力団とに分けており、その対象を異にしながらも、所期の目的を達成するための両輪として、効果を発揮する法令となります。

平成4年3月に成立した暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、通称「暴対法」は暴力団員が行うみかじめ料の要求や乱暴な言動による債権取立などの不当な行為を規制する法律です。

これに対して暴力団排除条例は暴力団を規制するというよりも、むしろ私たち行政や市民の側に暴力団を利することのないよう、その責務や役割を定めているということが大きく異なる点です。



暴力団排除条例と暴対法の関係イメージ図

